

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4779639号
(P4779639)

(45) 発行日 平成23年9月28日(2011.9.28)

(24) 登録日 平成23年7月15日(2011.7.15)

(51) Int.Cl.

H04L 12/46 (2006.01)

F 1

H04L 12/46

Z

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2005-368200 (P2005-368200)
 (22) 出願日 平成17年12月21日 (2005.12.21)
 (65) 公開番号 特開2007-174209 (P2007-174209A)
 (43) 公開日 平成19年7月5日 (2007.7.5)
 審査請求日 平成20年9月11日 (2008.9.11)

(73) 特許権者 000005832
 パナソニック電工株式会社
 大阪府門真市大字門真1048番地
 (74) 代理人 100083806
 弁理士 三好 秀和
 (74) 代理人 100108707
 弁理士 中村 友之
 (74) 代理人 100095500
 弁理士 伊藤 正和
 (72) 発明者 福田 尚弘
 大阪府門真市大字門真1048番地 松下
 電工株式会社内
 審査官 岩田 玲彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】セキュリティ通信システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

通信を行う機器間においてデータリンク層のセキュリティ設定を行う第1のセキュリティ手段と、

通信を行う機器間において前記データリンク層よりも上位のプロトコル階層のセキュリティ設定を行う第2のセキュリティ手段とを有し、

前記第1のセキュリティ手段は、前記第2のセキュリティ手段でセキュリティ設定が行われた複数の機器を識別した場合に、当該複数の機器間で前記データリンク層のセキュリティ設定を行うことを特徴とするセキュリティ通信システム。

【請求項 2】

10

前記データリンク層のアドレスを参照してデータの転送をする集線装置を備え、

前記第2のセキュリティ手段は、前記集線装置に接続された複数の機器間においてセキュリティ設定を行い、前記第1のセキュリティ手段は、当該第2のセキュリティ手段によってセキュリティ設定が行われた複数の機器が接続されたポートを識別し、当該ポートのパス制御を前記集線装置に行わせることを特徴とする請求項1に記載のセキュリティ通信システム。

【請求項 3】

前記データリンク層のアドレスを参照してデータの転送をする集線装置を備え、

前記第2のセキュリティ手段は、複数の機器の機器認証処理を管理する機器認証サーバであって、機器認証がされた複数の機器のデータリンク層のアドレスを前記第1のセキュ

20

リティ手段に送信し、

前記第1のセキュリティ手段は、機器認証がされた複数の機器のデータリンク層のアドレスに基づいて、当該複数の機器間におけるパス制御を前記集線装置に行わせることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のセキュリティ通信システム。

【請求項4】

パス制御の対象となる複数のポート番号とを対応付けたアドレステーブルを参照して、前記データリンク層のアドレスを参照してデータの転送をする集線装置を備え、

前記第1のセキュリティ手段は、前記機器認証サーバからの機器認証がされた複数の機器のデータリンク層のアドレスに対してグループ識別子を生成し、前記集線装置に記憶されている前記アドレステーブルに、パス制御の対象となる機器が接続されている複数のポートに対応付けてグループ識別子を設定させることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のセキュリティ通信システム。10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、機器間でセキュアな通信を行うために、相互の機器間にデータリンク層のセキュリティ設定を行うセキュリティ通信システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、ハブ等の集線装置によってポートVLAN (virtual LAN) を実現する技術としては、下記の特許文献1に記載された技術などが知られている。20

【0003】

この技術は、機器A, B間でVLANを構築する場合に、LANスイッチに機器の情報を登録する。機器Aから、LANスイッチを介して機器Bに通信を行う場合、先ず、機器Aは、自身のMACアドレスMAC-A及びIPアドレスIP-A、相手の機器BのMACアドレスMAC-B及びIPアドレスIP-Bをイーサーフレームに入れて、送信フレームFR-Aを生成し、送信を行う。

【0004】

そして、LANスイッチは、ポートからの入力フレームFR-Aから、送信元のMACアドレスMAC-Aを読み取り、装置内に確保されたMACアドレステーブルに登録する。このMACアドレステーブルは、ポート番号(例えばポート「1」)とMACアドレスMAC-Aの対応関係を保持している。30

【0005】

このLANスイッチは、当該MACアドレステーブルに、機器BのMACアドレスを待たないので、該入力パケットを関連する全ポートにブロードキャストをして、ブロードキャストされたフレームFR-Aを受信した機器Bは、受信したフレームFR-Aの宛先MACが、自身のMACアドレスMAC-Bに一致するので、自身のMACアドレスMAC-B及びIPアドレスIP-B、相手先のMACアドレスMAC-A及びIPアドレスIP-Aを入れて、イーサーフレームFR-Bの返信を行う。

【0006】

例えば機器BがLANスイッチのポート「5」に接続されている場合、LANスイッチは、イーサーフレームFR-Bをポート「5」を介して受信することになる。そこで、LANスイッチは、送信元のMACアドレスMAC-Bを読み取り、MACアドレステーブルに登録する。これによって、LANスイッチによって、MACアドレステーブルに、ポートとMACアドレスMAC-Bとの対応関係を保持する。40

【0007】

その後、機器Aと機器B間の通信は、LANスイッチのMACアドレステーブルに、両方の端末機器のアドレスが登録されたので1対1の通信が行ってポートVLANを実現する。そして、一連の通信が終了し、所定時間(例えば5分)が過ぎると、LANスイッチ内のMACアドレステーブルに登録されたポートと送信元MACアドレスとの対応関係は50

削除される。

【0008】

また、V P N (Virtual Private Network)においては、下記の特許文献2のS S L (Secure Sockets Layer)またはR F C (Request For Comments) 2 4 0 1 - 2 4 0 9、他に代表されるI P s e c、M I T (マサチューセッツ工科大学)のK e r b e r o s、I B M (登録商標)のK r y p t o K n i g h tなどの技術が知られており、これら暗号プロトコルでは、各暗号通信において通信セッションの状態を通信アドレスまたは通信のソケットの単位で管理している。暗号通信を確立するには、暗号通信主体は事前に暗号化する通信セッションの暗号化のネゴシエーション(調停)を行い、暗号通信化が可能であれば暗号通信を確立する。

10

【特許文献1】特開2005-73230号公報

【特許文献2】米国特許第5657390号明細書

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

しかしながら、上述の従来の技術は、通信アドレスを偽造するD o S攻撃に対しては脆弱であった。たとえばV P Nによる暗号セッションを確立してもアドレスを偽造することで暗号セッションへのD o S攻撃が可能である。V P NによってはD o S攻撃を受けても耐性を持たせて耐えることも可能であるが、その攻撃量が多ければ問題となる。

20

【0010】

そこで、本発明は、上述した実情に鑑みて提案されたものであり、セキュアな通信を行う機器同士を確実に識別してデータリンク層におけるセキュリティ設定を行うセキュリティ通信システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0011】

本発明に係るセキュリティ通信システムは、通信を行う機器間においてデータリンク層のセキュリティ設定を行う第1のセキュリティ手段と、通信を行う機器間において前記データリンク層よりも上位のプロトコル階層のセキュリティ設定を行う第2のセキュリティ手段とを有し、上述の課題を解決するために、第1のセキュリティ手段は、第2のセキュリティ手段でセキュリティ設定が行われた複数の機器を識別した場合に、当該複数の機器間で前記データリンク層のセキュリティ設定を行う。

30

【発明の効果】

【0012】

本発明に係るセキュリティ通信システムによれば、第2のセキュリティ手段によってセキュリティ設定がなされた場合に第1のセキュリティ手段によってデータリンク層におけるセキュリティ設定を行うので、第2のセキュリティ手段によって機器が識別された上でデータリンク層におけるセキュリティ設定を行うことができ、セキュアな通信を行う機器同士を確実に識別してデータリンク層におけるセキュリティ設定を行うことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

40

以下、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0014】

本発明は、図1に示すように、集線装置1に、V P N (Virtual Private Network)サーバ2、R A D I U S (Remote Authentication Dial-In-User-Service)サーバ3、セキュアな通信を行う機器D 1、機器D 2が接続されたセキュリティ通信システムに適用される。このセキュリティ通信システムは、機器D 1、D 2間で通信を行うに際して、集線装置1に接続されて、機器D 1、D 2間でO S I (Open Systems Interconnection)参照モデルにおけるデータリンク層(Layer2、L 2)でセキュアな通信を実現するために、機器D 1、D 2間でポートV L A N (virtual LAN)を構築するものである。このポートV L A Nを構築するために、セキュリティ通信システムは、データリンク層よりも上位の階層

50

におけるネットワーク層 (Layer3, L3) における処理を利用してセキュアな通信を行う機器 D1, D2 間を識別して、ポート VLAN を設定することを特徴とするものである。

【0015】

集線装置 1 は、例えば IEEE (The Institute of Electrical and Electronics Engineers) 802.1X、RADIOS に対応した有線 LAN (Local Area Network) スイッチであり、RADIOS サーバ 3 に対する RADIOS クライアントとして機能する。ここでは有線 LAN による例を挙げるが、無線 LAN の環境の場合は図 2 に示す構成となる。この場合、無線 LAN のアクセスポイント AP1, AP2 はそれぞれ集線装置 1 の各ポート P1, P2 に接続され、機器 D1, D2 では無線 LAN のインターフェースを装着するものとする。ここでは機器 D1, D2 と集線装置 1 との間の通信が無線メディアになるか有線メディアになるかの違いであり、無線 LAN 環境においても同様に動作する。

【0016】

この集線装置 1 は、データリンク層における機器 D1, D2 の識別子である MAC アドレスを参照して、バス制御を行う。この集線装置 1 には、後述の処理によって、機器 D1, D2 が接続されているポート番号と、機器 D1, D2 の MAC アドレスと、セキュアな通信を行う機器群を識別するグループ ID とを対応付けたアドレステーブル 1a が記憶されている。集線装置 1 は、機器 D1, D2 からフレームデータを受信した場合、当該フレームデータを受信したポートの番号と、フレームデータ送信元の MAC アドレスと、フレームデータ送信先の MAC アドレスと、グループ ID とを参照して、フレームデータの転送を行う。

【0017】

VPN サーバ 2 は、データリンク層よりも上位の階層であるネットワーク層におけるセキュリティ設定処理として、Kryptoknight に準拠した機器認証処理及び暗号キーの設定処理を行う。VPN サーバ 2 は、機器 D1, D2 からの VPN 設定要求を受けると、機器 D1, D2 の機器認証処理、機器 D1, D2 に対して暗号キーの設定処理を行う。VPN サーバ 2 は、機器 D1, D2 の機器認証が完了した場合に、機器 D1, D2 で使用する暗号キーを設定するネゴシエーションを行って、機器 D1, D2 に暗号キーを付与する。

【0018】

ここでは Kryptoknight の例を示したが、IPsec、SSL、Kerberos などの暗号プロトコルを用いても暗号化セッションの管理部分において同様に扱える。

【0019】

また、VPN サーバ 2 は、機器 D1, D2 間における機器認証処理及び暗号キーの設定処理が完了すると、当該セキュリティ通信を行う機器 D1, D2 の MAC アドレスを RADIOS サーバ 3 に供給する。

【0020】

この VPN サーバ 2 は、どの機器同士からネットワーク層におけるセキュリティ設定の要求がなされているかを管理するための L3 用管理データベース 4 が接続されている。この L3 用管理データベース 4 は、VPN サーバ 2 によって書き換えられる。

【0021】

RADIOS サーバ 3 は、機器 D1, D2 から RADIOS 認証処理の要求を受けると、当該要求に含まれるユーザ ID、パスワードを判断して、相互のユーザ認証を行う。また、RADIOS サーバ 3 は、VPN サーバ 2 から送信された機器 D1, D2 の MAC アドレスから、機器 D1, D2 がネットワーク層におけるセキュリティ設定処理がなされたことを認識する。RADIOS サーバ 3 は、機器 D1, D2 のユーザ認証が完了すると、VPN サーバ 2 から受信した機器 D1, D2 の MAC アドレスから、セキュアな通信を行う機器群を識別する。そして、RADIOS サーバ 3 は、集線装置 1 のアドレステーブル 1a を更新させる。

【0022】

10

20

30

40

50

このRADIUSサーバ3は、集線装置1を介して通信を行う機器についてユーザ認証を行うためのデータベース、どの機器同士からデータリンク層におけるセキュリティ設定の要求がなされているかを管理するためのテーブル等を記憶するL2用管理データベース5が接続されている。このL2用管理データベース5は、VPNサーバ2からRADIUSサーバ3にネットワーク層におけるセキュリティ設定がなされたことを示す暗号通信情報が供給された場合に、RADIUSサーバ3によって書き換えられる。

【0023】

尚、ここでは機器D1, D2のユーザ認証を含めての例を示したが、機器D1, D2の管理によってはユーザの認証が必要ない場合がある。たとえば、機器D1, D2の管理が機器のIDまたはグループごとに行われる場合である。この場合はユーザ認証の認証子（ユーザのID、パスワードなど）を利用せず、機器D1, D2のIDとして機器D1, D2のMACアドレスまたは機器D1, D2のMACアドレスの上位、下位数ビットをグループとして認証して実施することも可能である。尚、機器D1, D2のIDはRadiusによる認証技術で一般的に用いられるMACアドレスを挙げたが、Radius側での認証子の設定を変更することで機器D1, D2のIDとしてはEMITのOID（Object Identification）を利用することもできる。

【0024】

このようなセキュリティ通信システムは、例えば、所謂EMIT（Embedded Micro Internetworking Technology）と称されるネットワーク技術を利用して、機器D1, D2を制御・監視するものである。このEMIT技術は、機器D1, D2、集線装置1といったネットワーク機器にEMITミドルウェアを組み込み、当該EMITミドルウェア同士の通信によって通信接続を実現するものである。

【0025】

なお、詳細は後述するが、集線装置1には、EMITミドルウェア間におけるルーティング処理、機器D1, D2の認識処理等を行うOAS（Object Access Server）機能部が実装され、機器D1, D2には、EMITミドルウェア間で各種機器D1, D2の制御信号や機器D1, D2の状態信号等を送受するMOS（Micro Object Server）機能部が実装され、機器D1, D2の動作を遠隔で制御・監視するパーソナルコンピュータには、制御対象の機器D1, D2への制御・監視リクエストを出力すると共に機器D1, D2の状態表示等を行うOAL（Object Access Library）機能部（図示せず）が実装されている。

【0026】

このような機器D1, D2及び集線装置1は、図3に示すように構成される。

【0027】

機器D1, D2は、MOS機能部11に、アプリケーション処理部12、インターフェースモジュール13が接続されている。

【0028】

アプリケーション処理部12は、例えば照明として機能する場合に、例えば照度値を調整するアプリケーションコードが記憶されており、照度値を保持してMOS機能部11に受け渡す。

【0029】

インターフェースモジュール13は、OSI参照モデルにおけるデータリンク層、ネットワーク層、トランスポート層の処理を行う。例えばデータリンク層においてイーサネット（登録商標）に従った処理を行い、ネットワーク層においてIP（Internet Protocol）に従った処理を行い、トランスポート層においてTCP（Transmission Control Protocol）に従った処理を行う。このインターフェースモジュール13は、RADIUSサーバ3にRADIUS認証処理の要求を送信すると共に、VPNサーバ2にVPN設定要求を送信する機能を有する。

【0030】

インターフェースモジュール13の通信プロトコルバージョン、通信速度といった能力

10

20

30

40

50

は、能力テーブル 1 4 に格納されて、集線装置 1 の O A S 機能部 2 1 によって取得可能となっている。

【 0 0 3 1 】

M O S 機能部 1 1 は、アプリケーション処理部 1 2 によるアプリケーション層とインターフェースモジュール 1 3 によるトランスポート層との間の E M I T ミドルウェアとして機能する。この M O S 機能部 1 1 には、集線装置 1 の O A S 機能部 2 1 によって、機器 D 1 , D 2 が E M I T におけるオブジェクトであることを識別するために、オブジェクト I D 1 1 d が与えられている。このオブジェクト I D 1 1 d は、O A S 機能部 2 1 と通信するに際して、集線装置 1 に送信するフレームデータに格納される。

【 0 0 3 2 】

M O S 機能部 1 1 は、機能 (function、関数) 1 1 a 、イベント (event) 1 1 b 、変数 (variable) 1 1 c で定義された動作を行う。この M O S 機能部 1 1 の動作は、サービステーブル 1 1 e して定義されており、集線装置 1 の O A S 機能部 2 1 によって取得可能となっている。

【 0 0 3 3 】

機器 D 1 , D 2 が照明である場合、機能 1 1 a は、オンオフ値の出力機能となり、イベント 1 1 b は、例えば照度値が所定値以下となったらオンを出力するイベントとなり、変数 1 1 c は、現状のオンオフ値そのものとなる。

【 0 0 3 4 】

また、機器 D 1 , D 2 は、M O S 機能部 1 1 によって、オブジェクト I D 1 1 d 、機器属性情報 (class) 、機能情報、変数情報、イベント情報等を送信させても良く、集線装置 1 からの要求に応じてオブジェクト I D 1 1 d 等を送信しても良い。

【 0 0 3 5 】

集線装置 1 は、機器 D 1 , D 2 を制御・監視するものであって、セキュリティ通信システムにおいてはアドレステーブル 1 a を参照したパス制御を行うパス制御部 2 2 を備えている。この集線装置 1 は、O A S 機能部 2 1 に、パス制御部 2 2 、通信モジュール 2 3 が接続されている。

【 0 0 3 6 】

パス制御部 2 2 は、アドレステーブル 1 a を有し、R A D I U S サーバ 3 によってアドレステーブル 1 a が書き換えられる。パス制御部 2 2 は、通信モジュール 2 3 を介してフレームデータ及び当該フレームデータを受信したポート番号を入力した場合に、当該フレームデータの送信先 M A C アドレスに対応したポート番号をアドレステーブル 1 a から取得して、当該ポート番号からフレームデータを送信させる。

【 0 0 3 7 】

また、パス制御部 2 2 は、入力したフレームデータにグループ I D が含まれている場合、同じグループ I D と対応付けられてアドレステーブル 1 a に登録された機器が送信先 M A C アドレスとなっている場合のみにフレームデータを転送する。これによって、パス制御部 2 2 は、ポート V L A N を実現する。

【 0 0 3 8 】

通信モジュール 2 3 は、機器 D 1 , D 2 のインターフェースモジュール 1 3 との間で通信を行うと共に、V P N サーバ 2 , R A D I U S サーバ 3 との間で通信を行う。この通信モジュール 2 3 は、O S I 参照モデルにおけるデータリンク層、ネットワーク層、トランスポート層の処理を行う。例えばデータリンク層においてイーサネット (登録商標) に従った処理を行い、ネットワーク層において I P に従った処理を行い、トランスポート層において T C P に従った処理を行う。個々の機器 D 1 , D 2 が様々なインターフェースモジュール 1 3 で構成されている場合、通信モジュール 2 3 は、デバイスアクセスコントローラ 2 1 c の制御に従って、機器 D 1 , D 2 ごとの通信プロトコルバージョン、通信速度といった機器 D 1 , D 2 の能力に応じた通信処理を行う。

【 0 0 3 9 】

この通信モジュール 2 3 は、集線装置 1 に設けられた物理的なポートを有する。通信モ

10

20

30

40

50

ジユール23は、機器D1,D2からフレームデータを受信した場合、当該フレームデータにポート番号を付加してバス制御部22に供給する。また、通信モジュール23は、RADIUSサーバ3からのアドレステーブル1aの書き換え命令を受信した場合には、当該命令をバス制御部22に出力する。

【0040】

OAS機能部21は、バス制御部22の処理と通信モジュール23によるトランスポート層処理との間のEMITミドルウェアとして機能する。このOAS機能部21は、デバイスアクセスサーバ21a、所定のメモリに格納されたサービス情報21b、デバイスアクセスコントローラ21cを備えて構成されている。

【0041】

デバイスアクセスサーバ21aは、集線装置1に接続された機器の情報を取得して、機器D1,D2ごとに、オブジェクトID11d、機能11a、イベント11b、変数11cを管理している。例えば、集線装置1に接続された機器に対してクライアント(OAL)からリクエストが発生した場合には、制御先のオブジェクトIDとサービス情報とを参照して制御対象の機器を判定する。そして、デバイスアクセスサーバ21aは、MOS機能部11に対してリクエストに応じた動作をするように制御信号をデバイスアクセスコントローラ21cから送信させる。

【0042】

つぎに、このように構成されたセキュリティ通信システムにおいて、機器D1,D2からの要求に応じて、機器D1,D2間でポートVLANを構築する手順について図4のフローチャート及び図5乃至図7のテーブルを参照して説明する。

【0043】

先ず、ステップS1で集線装置1に機器D1,D2が接続されると、ステップS2において、集線装置1は、MACアドレス(1)の機器D1がポート番号(P1)のポートに接続され、MACアドレス(2)の機器D2がポート番号(P2)のポートに接続されていることを認識する。これにより、集線装置1は、ポート番号(P1)とMACアドレス(1)とを対応付け、且つ、ポート番号(P2)とMACアドレス(2)とを対応付けるようにアドレステーブル1aを更新する。

【0044】

次に機器D1と機器D2とがポートVLANを構築するために、機器D1、機器D2は、ステップS3において、集線装置1を介して、RADIUS認証処理の要求をRADIUSサーバ3に送信する。ここで、集線装置1は、RADIUSサーバ3が接続されたポートを開放(OPEN)状態にしているので、当該ポートからRADIUS認証処理の要求を転送できる。また、機器D1から送信されたRADIUS認証処理の要求には、機器D1のユーザID、パスワードが含まれており、機器D2から送信されたRADIUS認証処理の要求には、機器D2のユーザID、パスワードが含まれている。集線装置1は、機器D1からのRADIUS認証処理の要求に、機器D1が接続されているポート番号(P1)を付加して転送し、機器D2からのRADIUS認証処理の要求に、機器D2が接続されているポート番号(P2)を付加して転送する。

【0045】

RADIUSサーバ3は、RADIUS認証処理の要求をそれぞれ受信すると、当該RADIUS認証処理の要求に含まれるMACアドレス(1)、MACアドレス(2)をそれぞれ取り出す。そして、RADIUSサーバ3は、図5に示すように、機器D1、機器D2ごとに、ユーザID、パスワード、ポート番号、MACアドレスが対応付けられたRADIUS認証用のテーブルを作成して、L2用管理データベース5に格納させる。

【0046】

次に、機器D1、機器D2は、ステップS4において、ネットワーク層におけるセキュリティ設定を行うために、集線装置1を介してVPNサーバ2にVPN設定要求を送信する。ここで、集線装置1は、VPNサーバ2が接続されたポートを開放(OPEN)状態にしているので、当該ポートからVPN設定要求を転送できる。

10

20

30

40

50

【0047】

VPNサーバ2は、VPN設定要求をそれぞれ受信すると、当該VPN設定要求に含まれるMACアドレス(1)、MACアドレス(2)をそれぞれ取り出す。そして、VPNサーバ2は、図6に示すように、機器D1、機器D2ごとに、VPN番号、MACアドレスが対応付けられたVPN設定用のテーブルを作成して、L3用管理データベース4に格納させる。このVPN番号は、機器D1、機器D2とが相互にVPN通信をするので、同一の値(200)が機器D1、機器D2それぞれのMACアドレスに対応して格納される。

【0048】

そして、VPNサーバ2は、機器D1と機器D2との間でVPN接続することを検知したことに応じて、MACアドレス(1)の機器D1とMACアドレス(2)の機器D2とがVPN通信を行うことを示すVPN通信情報をRADeIUSサーバ3に送信する。

【0049】

次に、RADeIUSサーバ3は、ステップS5において、VPN通信情報を受信したことに応じてMACアドレス(1)の機器D1とMACアドレス(2)の機器D2とがVPN通信を行うことを認識し、当該機器D1と機器D2間でポートVLANを構築するために、グループIDを生成する。このグループIDは、図7に示すように、RADeIUSサーバ3によって、集線装置1におけるポートVLANを管理するテーブルに格納される。図7に示すように、RADeIUSサーバ3は、集線装置1のID(1)と、グループID(100)と、集線装置1のポート番号(P1)が接続状態であることを示す値(1)、集線装置1のポート番号(P2)が接続状態であることを示す値(1)とを対応付けたテーブルを作成する。

【0050】

次にRADeIUSサーバ3は、ステップS6において、ポート番号(P1)とポート番号(P2)との間でポートVLANを構築する命令を集線装置1に送信する。この命令には、図7におけるグループIDを含む。これにより、集線装置1は、ステップS2で作成したアドレステーブル1aを、ポート番号(P1)に機器D1のMACアドレス(1)とグループID(100)とを対応付け、ポート番号(P2)に機器D2のMACアドレス(2)とグループID(100)とを対応付けたアドレステーブル1aに更新する。

【0051】

その後、集線装置1は、ポート番号(P1)からフレームデータを入力した場合には、アドレステーブル1aを参照して同じグループIDの機器D2が接続されているポート番号(P2)からのみフレームデータを転送し、逆に、ポート番号(P2)からフレームデータを入力した場合には、アドレステーブル1aを参照して同じグループIDの機器D1が接続されているポート番号(P1)からのみフレームデータを転送する。

【0052】

以上のように、本発明を適用したセキュリティ通信システムは、ポートVLANを構築するために、RADeIUSサーバ3によって、VPNサーバ2によるVPN設定がなされたことを検知した場合に、機器D1、機器D2間でデータリンク層のセキュリティ設定を行うので、機器D1、機器D2が相互にネットワーク層におけるセキュリティを保持したい場合のみにポートVLANを設定でき、セキュアな通信を行う機器同士を確実に識別してポートVLANを構築できる。

【0053】

また、このセキュリティ通信システムによれば、RADeIUSサーバ3によって、VPNサーバ2によってVPN設定がなされ、且つ集線装置1のポートに接続された機器D1、機器D2を識別して、集線装置1のアドレステーブル1aを書き換えてパス制御をさせるので、VPN設定の設定結果をアドレステーブル1aに反映させてパス制御を行わせることができる。

【0054】

なお、上述の実施の形態は本発明の一例である。このため、本発明は、上述の実施形態

10

20

30

40

50

に限定されることはなく、この実施の形態以外であっても、本発明に係る技術的思想を逸脱しない範囲であれば、設計等に応じて種々の変更が可能であることは勿論である。

【図面の簡単な説明】

【0055】

【図1】本発明を適用したセキュリティ通信システムの構成を示すシステム図である。

【図2】本発明を適用したセキュリティ通信システムの他の構成を示すシステム図である。

【図3】集線装置及び機器の構成を示すブロック図である。

【図4】機器間でポートVLANを構築するときの処理手順を示すフローチャートである。

【図5】RADIOSサーバに記憶される、ユーザID、パスワード、ポート番号、MACアドレスを対応付けたテーブルを示す図である。

【図6】VPNサーバに記憶される、VPN番号、MACアドレスを対応付けたテーブルを示す図である。

【図7】RADIOSサーバに記憶される、集線装置のID、グループID、ポートの接続状態を対応付けたテーブルを示す図である。

【符号の説明】

【0056】

1 集線装置

1 a アドレステーブル

2 VPNサーバ

2 RADIOSサーバ

3 RADIOSサーバ

4 L3用管理データベース

5 L2用管理データベース

11 MOS機能部

11 a 機能

11 b イベント

11 c 変数

11 d オブジェクトID

11 e サービステーブル

12 アプリケーション処理部

13 インターフェースモジュール

14 能力テーブル

21 OAS機能部

21 a デバイスアクセスサーバ

21 b サービス情報

21 c デバイスアクセスコントローラ

22 パス制御部

23 通信モジュール

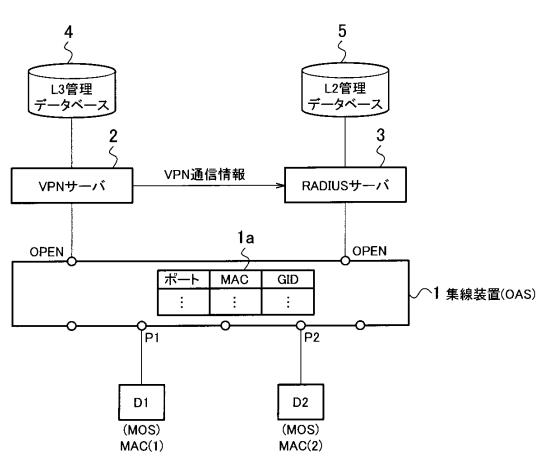
10

20

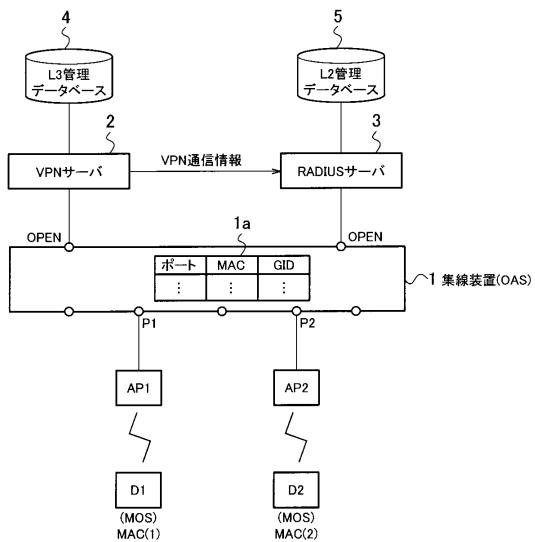
30

40

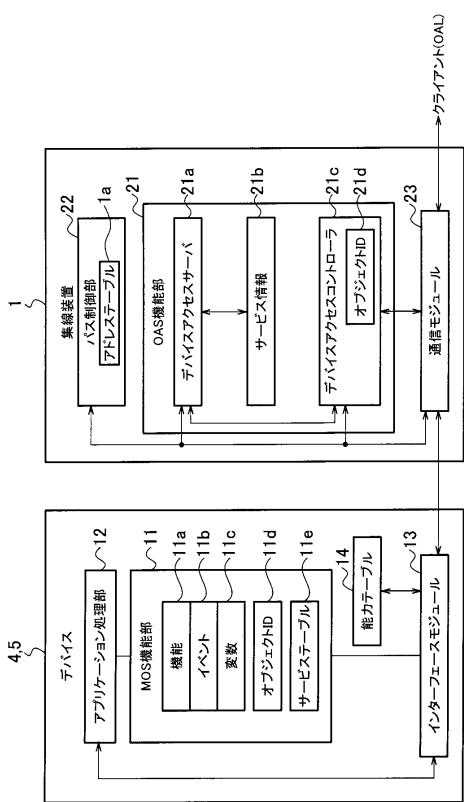
【図1】



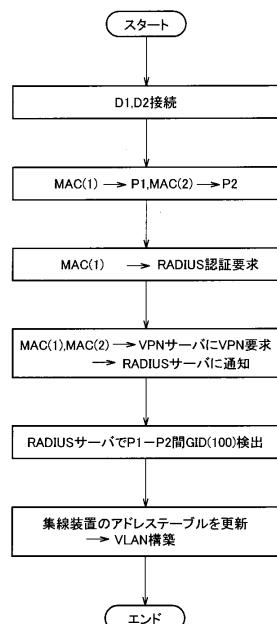
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

RADIUS認証テーブル			
ユーザID	パスワード	ポート番号	MACアドレス
△△	×××	P1	MAC(1)
□□	○○○	P2	MAC(2)
⋮	⋮	⋮	⋮

【図6】

L2用サーバ管理テーブル			
No.	VPN番号	MAC	MAC
1	200	MAC(1)	MAC(2)
⋮	⋮	⋮	⋮

【図7】

L2用データベース(RADIUSサーバ)						
No.	SWID	GID	P1	P2	…	Pn
1	1	100	1 (接続)	1 (接続)	…	0
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2004-304574(JP,A)
特開2002-314573(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
H04L 12/46